

## 8 木簡の釈文・内容

(1)



本来横材の大型木簡の一部と考えられるが、上下が原型を保つかどうかは不明である。左右は転用あるいは廃棄のために木目に沿って割裁されている。

木簡の内容は、稲などの出納帳簿的なものと考えられる。このような性格の木簡の発見は官衙との関連を示唆する。本遺跡近くに駅家があったとすれば、木簡の時期は宝龜二年（七七二）に武蔵国が東山道から東海道に移管された後に属するから、武蔵東山道の駅家やその路線の役割がどう変わっていったかを知る上で貴重な手がかりを与えてくれるものと思われる。

なお、木簡の釈文及び性格については、東洋大学の鬼頭清明氏のご教示を得た。

(田中 信)



## 滋賀・大宮遺跡

おおみや

1 所在地 滋賀県守山市欲賀町

2 調査期間 一九八九年（平一）五月～二月

3 発掘機関 財滋賀県文化財保護協会

4 調査担当者 仲川 靖

5 遺跡の種類 旧河道

6 遺跡の年代 七世紀～一五世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

大宮遺跡は、守山市の西南部に位置し、南は草津市と境を接している。琵琶湖岸までは約2kmあり、遺跡周辺の標高は90m前後である。遺跡の南には、旧栗



(京都東北部)

太郡と旧野洲郡の境界であった境川があり、これより北に守山川・山賀川などの小河川が流れる。いずれも伏流水から発する河川で、これらは、鈴鹿山地の御在所山付近に源を発する野洲川の支流とみられている。

中世以降、これら小河川を取り込んだ遺跡が多くみられ、たとえば、大宮遺跡上流には、境川の三角洲上に立地し、溝で区画された掘立柱建物と並ぶ横江遺跡や、同じく境川を堀に取り込み船奉行所を置いた芦浦観音堂遺跡、山賀川を取り込み外堀として寺内町を形成した金ヶ森御坊跡などがみられ、小河川の水運を利用した交易活動をしたことが充分想定される。

大宮遺跡の調査は、守山川中小河川改修事業に伴う発掘調査であり、これまでに琵琶湖側は、水資源開発公団の依頼により調査が終了して改修工事も完了している。今回の調査は、前年度に引き続き、県の土木部河港課の依頼により行なったものである。

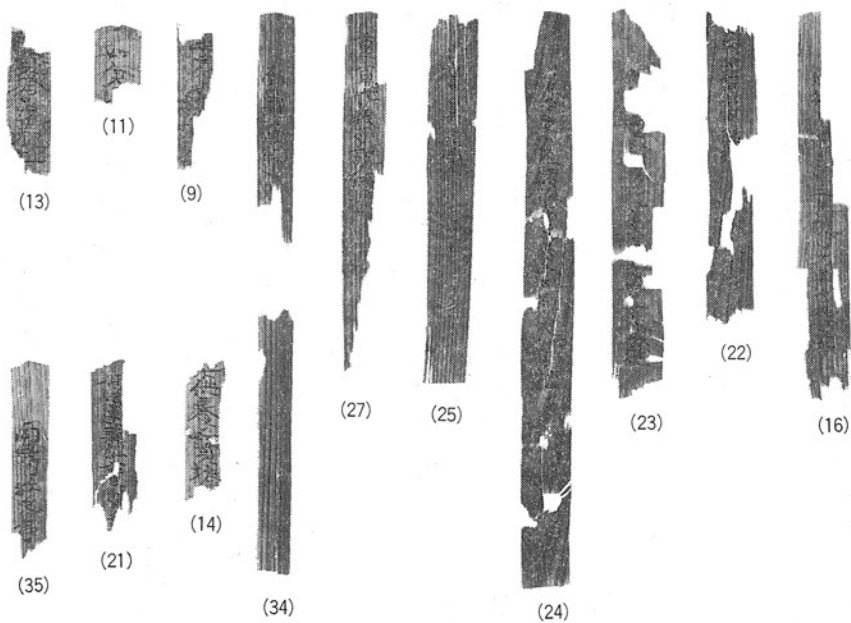
調査の結果、集落跡と思われる遺構の検出は認められなかったが、現在流れている山賀川の蛇行と同様に蛇行する推定幅三〇mの旧河道を検出した。旧河道の埋没状況は、洪水などの上流からの堆積過程を顕著に示しており、最下層の砂礫層より、一一世紀から一五世紀にかけての土師器・黒色土器・輸入陶磁器・山茶碗のほか、遺存状態の良い木製品が多量に出土した。

遺跡の性格を示す遺物としては、山茶碗の底部に「八田宅」と墨書したものが三点出土しているほか、物忌札・人形代・柿経・五輪卒塔婆といった宗教色の濃い遺物がある。上流に、これら遺物に関わる邸宅や、寺院のようなものがあつたことがうかがえる。

## 8 木簡の釈文・内容

- (1) 「聞如是法音疑悔悉已除初聞仏所説心中  
(3 11上 19) (170) × 20
- (2) 「疾走往捉窮……称怨大喚我不相犯何」  
(子驚愕) (4 16下 26) (75+146) × 20
- (3) 「為見捉使者執之愈急強牽將還于時窮子  
(4 16下 27) (210) × 20
- (4) 「使<sup>〔者〕</sup>語之我今<sup>〔放汝隨〕</sup>×  
(4 17上 5) (92) × 18
- (5) 「逃走伶俚<sup>〔カ〕</sup>  
(4 17中 11カ) (35) × 20
- (6) 「覚知起已遊行到於他国為衣食故勤力求  
(8 29上 8) (214) × 18
- (7) ×<sup>〔無〕</sup>上安穩授……<sup>〔記〕</sup>〔声飲カ〕<sup>〔有〕</sup>〔礼無〕<sup>〔量〕</sup>智仏」  
(8 29上 26) (37+55+56) × 19
- (8) 「設得<sup>〔亦扶〕</sup>授記不<sup>〔人自在〕</sup>×  
(9 29中 24) (60) × (8)
- (9) ×当知如是<sup>〔人自在〕</sup>×  
(10 31上 21) (47) × (14)
- (10) 「失<sup>〔金〕</sup>句逗我還為説令得具足<sup>〔金〕</sup>  
(10 32上 5) (103) × 20
- (11) 「如人渴須×  
(10 32上 10) (32) × 19
- (12) ×<sup>〔処〕</sup>読誦経皆得見我身若人在空閑<sup>〔我遣〕</sup>天龍王遣<sup>〔我遣〕</sup>  
(10 32中 9) (145) × 19

- (13) ×<sup>〔見〕</sup>□宝塔品第十一 (11 32 中 16) (63) × 19
- (14) ×樂供養宝塔 × (11 32 中 26) (55) × (17)
- (15) 「善知識……大因緣 × (者 是) (27 60 下 9) (40+23) × (16)
- (16) 「阿耨多羅三藐三菩提心大王汝見此二子 (27 60 下 10) (167) × 20
- (17) 「不此二子已曾供養六十五百千萬億那由 (27 60 下 11) (151) × 19
- (18) ×<sup>〔仏〕</sup>□親近恭敬於諸仏所受持<sup>〔法〕</sup>□ (27 60 下 12) (80) × (10)
- (19) ×慧故頂上肉髻<sup>〔光明〕</sup>□<sup>〔光明〕</sup>顯照其眼長廣 (27 60 下 15) (211) × 21
- (20) ×<sup>〔所殖衆〕</sup>□<sup>〔成〕</sup>德本<sup>〔成〕</sup>□ × (28 60 下 29) (55) × (20)
- (21) 「妙法蓮華經普賢菩 × (28 61 上 5) (78) × 19
- (22) ×<sup>〔量〕</sup>□無辺百千萬億諸 (28 61 上 14) (130) × 20
- (23) 「經<sup>〔仏告〕</sup>□普賢菩薩若善<sup>〔男子〕</sup>□善女人成就四 (28 61 上 17) (160) × 20
- (24) 「護念二者殖諸德本三者入正定聚四者発 (28 61 上 19) 245 × 20
- (25) ×濁惡世中其有受 (28 61 上 23) 160 × 20



|      |                                                                                       |                                                                       |               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------|
| (26) | ×<br>□ <sup>〔薩婆〕</sup> □ <sup>〔陀〕</sup> □ <sup>〔陀〕</sup> □ <sup>〔陀〕</sup>             | (28<br>61<br>中21)                                                     | (368)×18      |
| (27) | 「重宣此義而説偈言」                                                                            |                                                                       | (155)×18      |
| (28) | 「放×」                                                                                  |                                                                       | (30)×20       |
| (29) | ×得」                                                                                   |                                                                       | (67)×19       |
| (30) | 羅三藐三                                                                                  |                                                                       | (82)×(10)     |
| (31) | □ <sup>〔波〕</sup> 塞優□ <sup>〔波〕</sup>                                                   |                                                                       | (39)×(8)      |
| (32) | □                                                                                     |                                                                       | (33)×(7)      |
| (33) | □                                                                                     |                                                                       | (40)×20       |
| (34) | 「南無阿弥陀仏」                                                                              |                                                                       | (100+115)×15  |
| (35) | 「南無阿弥陀仏」                                                                              |                                                                       | (85)×15       |
| (36) | 南無阿弥陀仏                                                                                |                                                                       | (50)×18       |
| (37) | □ <sup>〔南〕</sup> 無阿弥陀仏                                                                |                                                                       | (80)×19       |
| (38) | ・「固物忌 急々如律令<br>二十 <small>ナナ</small> ナ <small>ナ</small> ナ <small>ナ</small> 」<br>・「固物忌」 | 九九八十一<br>二十 <small>ナナ</small> ナ <small>ナ</small> ナ <small>ナ</small> 」 | 780×30×10 051 |

(1)～(31)は、『妙法蓮華經』八巻を書写した柿経で、釈文の下に品順および『大正新脩大藏經』第九巻法華部の頁、段、行数を示した。厚さはいずれも〇・一〇・五mmと極めて薄く計測が難しいため記載を省略し、また型式番号も全て〇六一型式なので記載を省いた。経木はいわゆる鉋くずのようなもので、柾目取りに削り剥ぎたものがほとんどであるが、板目取りのものが二点ある。形状は頭部を圭頭状に切り落とし、基部が若干細くなる短冊形で、ささくれのない平坦な片面のみ書写した細巾片面写経である。字数は一本一七字を基本としている。出土した柿経は、一箇所にかたまって出土したが、上流より流出してきたものであるため断簡がほとんどである。これらを品題別に整理すると次のようになる。

| 〔品題〕        | 〔該当木簡〕    | 〔出土行数〕 |
|-------------|-----------|--------|
| 譬喻品第三       | (1)       | 1      |
| 信解品第四       | (2)～(5)   | 4      |
| 五百弟子受記品第八   | (6) (7)   | 2      |
| 授学無学人記品第九   | (8)       | 1      |
| 法師品第十       | (9)～(12)  | 4      |
| 見宝塔品第十一     | (13) (14) | 2      |
| 妙莊嚴王本事品第二十七 | (15)～(19) | 6      |
| 普賢菩薩勸発品第二十八 | (20)～(26) | 6      |
| (所屬不明)      | (27)～(31) | 5      |

(未解説)

32 33

2

これらのうち(2)(3)、(15)(16)(17)(18)はそれぞれ連続していたもので、(22)(23)の間は一行、(10)(11)、(21)(22)、(23)(24)の間は二行、(13)(14)、(18)(19)の間は三行分であったことが字数計算で推定できる。

全体の八巻二七品のうち、第四、第十品の前後と、巻末の第二七、第二八品が集中して出土している。なお(34)~(37)は、六字名号である。時期は細巾片面写経である点、極めて薄い材を使用している点より一四世紀末を前後する室町時代のものである。

(38)は物忌札で、旧河道の流木にひっかかった状態で出土した。頭部を圭頭状に整形し、全面を槍鉋で丁寧に削っている。「固物忌」は固く物忌みするといった意味で、呪句「急々如律令」を記し、その下の左右に道教の九宮八十一神、八卦七十二神でもって陰陽順逆相生相剋の理を表わす「九九八十一」と「八九七十二」を逆向きに小書きするテキスト通りのものである。墨痕はすでに消失しているが、門口で長期間さらされていたものとみられ、墨書部分が浮き出ており、遺存状態は良好である。時期は、回転台成形土師器などが相伴しており一世紀頃のものともみられる。

柿経・物忌札とも旧河道という木製品の保存には極めて好都合な環境状態であったがため、良好に遺存していたものとみられる。特に中世の庶民信仰を知る上で貴重な資料である。今後、上流部での中世集落遺構の景観を明らかにする一資料となればと思う。

## 9 関係文献

滋賀県教育委員会他『守山川中小河川改修事業に伴う大宮遺跡発掘調査報告書』(一九九一年)

(仲川 靖)

